

～ 令和3年度 新小学校1年生の保護者のみなさまへお知らせ ～

学校徴収金口座振替手続きについてのお願い

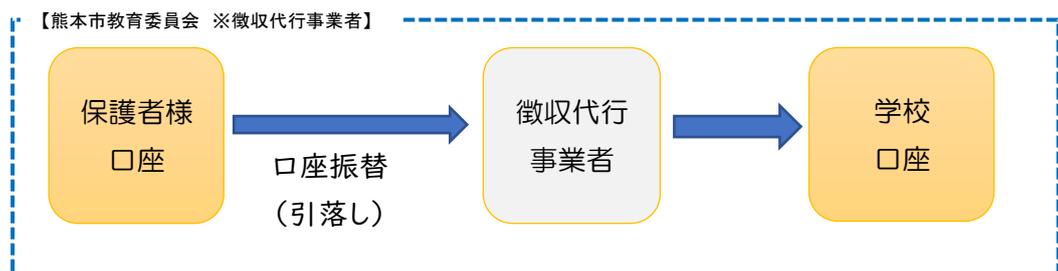
口座振替制度について

1. 口座振替の仕組み

- 令和2年度より、熊本市立小中学校及び特別支援学校では、お子様の授業などで必要となる経費のうち、保護者様にご負担いただいている教材費や学年費などの学校徴収金につきまして、口座振替(引落し)により集金させていただくことといたしました。
- 口座振替を行うため、「学校徴収金口座振替依頼書」のご提出をお願いします。
大変恐れ入りますが、お子様お一人につき、一枚記入の上、通学先(予定)の学校へご提出ください。
(※一度ご提出頂きましたら、熊本市立小中学校に在籍している期間は有効となります。)



- 口座振替業務は、熊本市教育委員会が指定(委託)した徴収代行業者が行います。



2. 口座振替の実施日

- 毎年5月から、原則として年間3回の口座振替(引落し)で徴収させていただきます。
※年間3回は、5月、9月、12月を想定していますが、正式には、5月中旬ごろに学校からお知らせする予定です。
- 振替日は振替月の 27日 に実施いたします。
※残高不足となりませんよう口座へのご入金の前日までお願いいたします。
※振替日が土日・祝祭日の場合は、翌営業日に実施いたします。

口座振替制度について

(オモテ面からのつづき)

3. 振替額について

- 実際に徴収させていただく金額は、5月に通学先の学校からお知らせがございますので、届きましたらお手元で大切に保管されますようお願いいたします。

4. 振替手数料

- 保護者様には、口座振替(引落し)一回当たり 63 円+消費税 を振替手数料としてご負担をお願いすることとなり、教材費などの振替額と併せて徴収させていただくこととなります。恐れいりますが、保護者の皆様におかれましては、ご理解の程をお願い申し上げます。

口座振替ができない、または、できなかった場合について

- 金融機関に口座をお持ちでない場合や残高不足などにより、口座振替(引落し)ができない又はできなかった場合は、コンビニエンスストア専用の納付書を送付させていただきます。お手元に届きましたら、コンビニエンスストアでの納付をお願いいたします。
- コンビニエンスストアでの納付に際しましても、一回当たり 84 円+消費税 の納付手数料を別途ご負担をお願いすることとなります。こちらにつきましてもご理解の程をお願い申し上げます。

その他、お問い合わせ先など

- 「口座振替依頼書」に必要事項を記入されましたら、通学先(予定)の学校へ提出ください。
- 金融機関から不備返却がされるケースで、お届け印の印鑑相違がとて多いため、少しでも不安がある場合は、金融機関でお届け印を確認して押印してください。
- 市外転出や附属小へ進学される場合は、提出の必要はありません。

なお、口座振替依頼書の提出などに関するお尋ねがございましたら

- ・お子様の通学先(予定)の学校 または
- ・熊本市教育委員会事務局 教育政策課(TEL328-2704) までお問い合わせください。